平成２５年（フ）第３３９４号
大阪市大正区平尾５丁目15番17―906号
債務者　二百寺純子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４３５号
大阪市住吉区長居東４丁目19番１―105号
債務者　田中　敦子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４４２号
大阪府茨木市春日５丁目２番13号　山本コーポ103号
債務者　内山喜久男
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４４５号
大阪府三島郡島本町江川２丁目15番45―403号
債務者　稲田千枝子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１５６５７号
東京都千代田区内神田２丁目３番７号
破産者　井手工業株式会社
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２１３号
埼玉県和光市下新倉２丁目35―22
破産者　井手　義包
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６２２号
東京都江戸川区松江５丁目20―20―402、開始決定時の住所東京都江戸川区東小松川３丁目37―３―201
破産者　西前　　修
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１６７号
東京都町田市三輪緑山１丁目３―２―411
破産者　田中　賢一
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４３４号
東京都八王子市上壱分方町767番地の15
破産者　株式会社国見企画
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４３５号
東京都八王子市上壱分方町767番地の15
破産者　株式会社ケイ・エス多摩
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４３６号
東京都八王子市諏訪町159―９
破産者　小川　鉄義
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４３７号
東京都八王子市諏訪町159―９
破産者　小川フミヨ
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５５０号
東京都港区三田２丁目14番７号ローレル三田504
破産者　株式会社インターナショナル・レシピ
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５５１号
埼玉県朝霞市西原１丁目５―12―701、開始決定時の住所神奈川県横浜市磯子区馬場町10―15―11
破産者　藤本　清吾
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９２号
東京都足立区栗原４丁目10―５―316
破産者　太田　裕士
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５７号
東京都立川市高松町１丁目６番９号１Ｆ
破産者　株式会社ブロワーマン
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５８号
東京都立川市幸町３丁目29―23―102
破産者　吉成　正樹
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４４０号
埼玉県所沢市中新井３丁目15番12号
破産者　有限会社インディラ
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９０６号
東京都板橋区常盤台３丁目17―２―103
破産者　滝口　雅裕
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３７１号
東京都豊島区池袋本町４丁目48―24―305
破産者　黒坂　久志
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部